

市民事業等支援制度評価に係る意見と反映状況及び県の対応可能性

1 「水源環境保全・再生市民事業支援補助金」制度改善に係る意見と反映状況及び県の対応可能性

- ◆は市民事業専門委員の主な意見
- は県民会議委員からの制度評価における意見
- は補助団体に対する市民事業等支援制度評価シート(平成22年7月実施)における意見

【意見の報告書への反映状況】

- ◎ 反映
- 一部反映
- × 反映できていない

(課)…改善課題に反映
(方)…見直し方向に反映
(案)…見直し案に反映

【県の対応】

- 対応可能
- △ 一部対応可能
- 現行制度で既に対応済み
- × 対応不可能

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の対応	県の考え方	記載の是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
(1)補助スキーム	◆急斜面で重機が必要なところなどは、県や市が公費を投入して整備するなど、 <u>行政が担うべきところは行政が実施してほしい。</u>	×	×	行政が担うべき事業は、予算の範囲内で優先順位を付けた上で実施している。		—
①補助対象事業	◆調査研究事業と普及啓発事業との組み合わせや連携、役割分担について整理しておく必要がある。	○	○	重複する部分や似通っている部分があることから、申請者がわかりやすいよう再整理したい。	済	調査研究事業と普及啓発事業の趣旨や目的を再整理し、両者の違いを明確化する。
	◆高度な技能を身に付けたいいわゆる「プロ市民」に必要な、本格的な事業の支援のあり方。	○	△	現段階では、行政ニーズ及び市民団体のレベルから、森林整備等でNPOと協働事業を実施する仕組みを新たに構築するのは困難であるが、レベルに応じた支援体制を構築することは可能であると考ええる。	済	新たに市民事業に取り組む団体からいわゆる「プロ市民」まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにすることが考えられる。さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース(単年度)の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。
	■普及啓発については、座学と現場との組み合わせを条件に入れてはどうか。	×	×	市民事業支援補助金はいくまでも団体が自主的に行う活動に対して補助を行うことを基本としており、事業の実施方法を条件付けすることは困難であると考ええる。		—
	■事業の目的自体が、水源環境保全と少々かけ離れていたとしても、その助成を通じて水源環境に関する広報ができるのであれば、それに対する支援があってもよいのではないか。	○(案)	□	事業目的が水源環境とかけ離れた事業に対して補助することは困難であるが、現行の制度においても「県民に水源環境の保全・再生の必要性を効果的に伝える事業」であれば補助対象となると考える。	済	分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。
	●水環境問題にもっと広くして下さい。	○(案)	□			

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
①補助対象 事業	●水源環境と言え、林地が対象となるが、林地の縁取りとしての耕作地が荒廃しているのが現状である、保水機能はその土地の「透水係数」が問題となるが、荒廃農地は単一植生になり、また、耕運がされないため、著しく係数が低下している、是非荒廃農地の復元も支援対象とされたい。	×	×	水田かん養など地下水保全対策としての、荒廃農地の復元が補助対象事業となる可能性はあるが、単に耕作地として荒廃農地を復元する事業は補助対象事業とはならないと考える。		—
	●審査方法・補助額・補助期間については止むを得ない範囲と理解しています。しかしながら、事業活動を推進する中で出る間伐材等の活用についてすべて補助対象外とせず目的によっては補助対象事業にして欲しいとおもいます。例えば当活動エリアの中には活用できる資源が沢山あります。山北町はまさに水源の里・市民団体の手造りのログハウスをつくり、そこを拠点に首都圏との交流の場として事業の啓発に取り組みたいと思います。同一団体が関連事業として同時に二つの事業を同時に推進できればと、考えているところです。	×	□	間伐材の搬出事業については、間伐材の利用が地域貢献や団体の自立化のための収入増加、木材需要の喚起などに多大に寄与することが明らかな場合は、「森林の保全・再生事業以外の事業」として補助対象事業となるしている。また、同一団体が二つの事業を同時に推進することは現行制度上も可能である。		—
	●対象事業はその他の助成の説明と関連しているのですが、大綱を読んで趣旨を解釈していても補助対象と食い違うことがあるのでケース説明などで補って欲しいと思いました。	○(案)	○	現行制度においても、申請時に県へ相談があれば対象事業となるかどうか個別に対応しているが、分かりやすく参加しやすいよう補助対象事業区分の設定を見直す。	済	分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。 また、現行の補助対象事業区分をより分かりやすく市民団体等がイメージしやすくするため、以下のとおり再構成することが望ましい。

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
②補助対象 経費	◆事務局の運営経費を認めてはどうか。	○(課)	×	市民団体等が実施する水源環境保全・再生の取組に対する補助制度であり、団体の運営に対する補助ではないため、運営経費を補助対象とすることは出来ない。		申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。
	◆境界画定にかかる立会費用などをどうするか。	○(課)	×	森林の保全・再生事業は、地権者の同意書がある森林の整備に対して補助する制度であり、その前段階である境界確定に要する費用を補助することは出来ない。		
	◆知識や技術のあるボランティアは有償ボランティアとなり、日当が高いので負担が必要。	○(課)	×	食糧・交通費以外の人件費を認めることは出来ない。なお、現行制度上、知識や技術を有する方を招く際の謝礼について補助することは可能である。		
	◆ボランティア保険の強化(チェーンソーの利用はボランティア保険の対象外)。	○(案)	△	チェーンソー事故をボランティア保険でみることは困難であるが、現行制度でも障害保険で対応しており、補助対象経費である。今後はチェーンソー資格を補助要件としたい。	済	チェーンソーなどの資機材の購入については事故防止の観点から、林材業労災防止協会等が行うチェーンソー等の技術講習会の修了証明書に類するものを購入までに提示できる者に限り、補助を行うこととする。
	■傷害保険の加入などの補助をしっかりと見る必要がある。	○(案)	□			
	■調査研究など継続的な取り組みが必要な事業については、消耗品等器具購入は期間延長できないか。	○(案)	△	制度見直しにあたり補助期間の延長はあり得るが、消耗品等器具購入のみ期間延長することは出来ない。	済	各ステップの目的及びステップアップ方式に応じた補助期間とするため、定着支援にあつては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあつては原則5年以内とする。事業が継続する間においては、実行5か年計画の計画期間に縛られない補助期間とすることも考えられる。 定着支援から高度化支援にステップアップしてきた団体については、トータルで5年以内とする。なお、現行の市民事業支援補助金で補助を受けている団体については、現行の市民事業支援補助金を受けている期間を合算して原則5年以内とする。 調査研究事業については、先ず2～3か年の計画に基づき補助を行い、その成果を踏まえた新たな課題等に対する調査研究事業の申請内容を選考し、補助の継続について判断することとする。
	●ボランティア活動に対する助成金ではあるが、事務局の必要経費を認めるべきである。	○(課)	×	市民団体等が実施する水源環境保全・再生の取組に対する補助制度であり、団体の運営に対する補助ではないため、運営経費を補助対象とすることは出来ない。		申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。
	●補助内容の枠が利用者側から見ると狭く限定され活用しにくい所があります。活動内容が把握できていればその活動に必要な経費として柔軟な判断をしていただければ更にこの制度は生きてくるのではないかと思います。交流に要する交通費や研修など組織が活性化するための有効な活用がはかれるよう改善して頂けると有り難いです。	○(課・案)	△	現行制度においても事業実施に必要な研修や交流会のための交通費は補助対象としているが、交流に要する経費を補助対象とすることは困難である。	済	現行制度では、事業区分の内容を明示していないため、事業区分ごとに補助対象区分と作業内容例を示し、わかりやすい対象経費とすることが望ましい。
	●きびしいです 認められない費用が多すぎます	○(課)	△	個人県民税の超過課税が財源である以上、一定の制約があることは止むを得ないと考える。		
●整備後の拡大造林補助(苗木)や地ならし備品補助も補助金対象に検討ください。	○(課)	△	当該補助金による森林整備後に生じた樹間への植栽や、そのために必要な材料などであれば、補助対象事業となるが、わかりやすい対象経費の設定に努める。			

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
③補助金額	●補助の増額の要望	×	△	団体のレベルに応じた支援を行うため、定着型支援と高度化支援の2段階とし、補助率は定着型支援10/10(定額)、高度化支援は8/10・1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとしたい。	済	新たに市民事業に取り組む団体からいわゆる「プロ市民」まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。具体的には、団体のレベルに応じた支援を行うため、定着型支援と高度化支援の2段階とし、補助率は定着型支援10/10(定額)、高度化支援は8/10・1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとする。 さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース(単年度)の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。
	●体験教室での参加費がメインの収入源です。炭の販売なども予定していますが、自転車操業となります。金儲けは全く考えていませんが、組織力強化のためにささやかな継続的な支援方法があっても良いのではないのでしょうか。活動、イベント支援費として年間3～5万円程度の補助をつけて市民事業をバックアップしていく体制が欲しいなあとつくづく感じています。	×	△			
	●初年度と次年度は同額程度にして総額80万円	×	△			
	●30万にしてください 学習に必要な品が買えません(普及啓発・教育事業)	○(課)	△			
	●資機材の購入については、限度額が50万円であるが、効率的に作業するため、資機材の購入について、限度額の引き上げをお願いしたい。	○(課)	△			
	●普及啓発・教育事業は50%補助ではなく100%補助が望まれる。	○(課)	△			
	●市民事業は森林組合/林業家とは異なり団地形成の出来ない小規模林地を整備し多様な森林の価値の再生にもチャレンジしています。発足間もない団体の支援が必要であり、支援団体拡大のため予算の増額を要望します ⑥選考基準から移動。	○(案)	△			
④補助金の支払い	●概算払いの要望	○(課・方)	□	年度途中で事業が中止になってしまう恐れや、団体の自立を促す意味でも「原則精算払いとし、一定の要件のもと、資機材の購入費のみ概算払いを認める」現行制度を維持する。	済	年度途中で事業が中止になってしまう恐れや、団体の自立を促す意味でも「原則精算払いとし、一定の要件のもと、資機材の購入費のみ概算払いを認める」現行制度を維持する。

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
⑤補助期間	●補助期間の延長の要望	○(案)	△	団体のレベルに応じた支援に必要な補助期間とするとともに、実行5か年計画に縛られない補助期間とすることが望ましい。	済	各ステップの目的及びステップアップ方式に応じた補助期間とするため、定着支援にあつては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあつては原則5年以内とする。事業が継続する間においては、実行5か年計画の計画期間に縛られない補助期間とすることも考えられる。 定着支援から高度化支援にステップアップしてきた団体については、トータルで5年以内とする。なお、現行の市民事業支援補助金で補助を受けている団体については、現行の市民事業支援補助金を受けている期間を合算して原則5年以内とする。 調査研究事業については、先ず2～3か年の計画に基づき補助を行い、その成果を踏まえた新たな課題等に対する調査研究事業の申請内容を選考し、補助の継続について判断することとする。
	●補助期間は最大3年、3年間の目標、年度ごとの評価点検が必要と思われます。	○(案)	△			
	●普及啓発・教育事業は2年が限度となっているが、事業の継続性を図る上からも期間の延長が望まれる。	○(案)	△			
	●調査・研究、普及・啓発では補助期間が2年間に限定されているのが残念である。息の長い事業が大半だと思うので、3～5年は補助していただきたい。勿論、内容によっては審査で補助対象外とされることもあり得るが。	○(案)	△			
	●各種団体に合わせた支援体制、内容、支援金額が用意されるべき。補助期間についても自立度をアップするために限定しているが、山は広く係わればなかなか出口はない。よって大々的な支援はしなくても継続的に応援することができる財政援助的な補助というものがあっても良いのではないか。	○(案)	△			
	●5か年で結果判定は厳しい、10年単位の事業を望みます。この場合、資機材費を除き管理費は10万円程度でよいと思います。	×	△			
	●補助期間は1期2年あると年度比較や改善処置などが出来るので事業の評価がしやすくなると思いました。	×	△			
●森の再生など1～2年で出来ない。	×	△				

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
⑥選考基準	◆荒れた森林の整備により、里山周辺の防犯という効果もあった。こうした点からの評価もあってよいのではないか。	×	×	市民事業支援補助金制度は水源環境の保全・再生に資する事業に補助を行う制度であり、防犯といった観点からの評価は困難である。		—
	●1次選考、2次選考の評価基準について表記して下さい。	○ (課・方・案)	○	選考基準は既に公開しているが、より分かり易い選考基準を設定する必要があると考えている。	済	選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。
	●間伐材の量的有効活用は今まさに取り組むべき課題、搬出数、有効活用策及び活用率の評価基準を決めてください。	×	△	現在も、間伐材の搬出促進事業は、間伐材の利用が地域貢献や団体の自立化のための収入増加、木材需要の喚起などに多大に寄与することが明らかな場合は、「森林の保全・再生事業以外の事業」として別枠での対応を行っている。間伐材の搬出促進事業の内容は千差万別であり、一律に選考基準を定めることは困難であるが、選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定するなど、選考基準の明確化を図る必要があると考えている。		—
	●市民事業は森林組合/林業家とは異なり団地形成の出来ない小規模林地を整備し多様な森林の価値の再生にもチャレンジしています。発足間もない団体の支援が必要であり、支援団体拡大のため予算の増額を要望します。 ③補助金額へ移動。	○(案)				
	●本会の学校側からの評価は高く、継続して実施したかったが同様のテーマでは継続して実施が難しいのではないかと思います、他の補助金を模索している。	×	—	申請に関することは遠慮なくご相談いただきたい。		—
	●市民事業制度に参画しようとする団体でありにも立派な団体の食い込みは防止したい。事業対象の資格、制限などを設けていく必要もあろう。本人はとっくに自立しているべき団体が名乗りを上げて、この市民事業の制度を活用する傾向は否定したい。補助額が限定されているので、小さな団体ははじかれる。	○(案)	○	団体のレベルに応じた選考基準等を設定する必要があると考える。	済	選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)	
⑦選考方法	●審査方法で公開報告・プレゼンテーションは勘弁して欲しい。こうしたパワーは県民フォーラム等での団体紹介などで現地活動の報告をしてもらうなど工夫する方法もある。	×	×	個人県民税の超過課税を財源としており、情報公開や透明性・公正性確保の観点から、プレゼンテーションの公開は必要であると考えます。	済	他の選考会と同様のプレゼンテーション時間を確保しており、時間の変更は行わないが、例えば、申請書類の工夫やパワーポイント実施に必要な会場における資材の準備、印刷物の事前配布などを検討する。	
	●2年目継続申請は書類審査のみ。新規審査は現行通り。	×	×				
	●プレゼンテーションの時間が極端に短く、十分な審査ができていないのか疑問。事前の書類審査の過程で、さらに詳細な審査が必要な団体およびランダムに抽出した数団体に限り十分な時間をかけたプレゼンテーションを行ってはどうか？	○(課)	×				
	●県の税金を使うのだから過ちは許さないぞ的、人民裁判ばりの公開プレゼンからは県民主体の活動を支援する姿勢は見られない。プレゼンが当落戦場になってはならない。	×	×				
	●申請時のプレゼンはあくまで非公開、目標達成のための課題解決について専門家を交えてマンツーマンで話し合う努力が市民事業を育てるのではないか。	×	×				
	●事業報告です もっと時間を下さい	○(課)	×				
	●もっと時間を下さい(公開プレゼンテーション)	○(課)	×				
	●プレゼンの時間が短すぎる。	○(課)	×				
	●2～3分の報告で何が語れるのか。あれは各団体を手玉に取り馬鹿にしています。これでけっこうなんて思ったら、社会一般はそっぽをむきます。各団体の実情を細やかに把握して、ここのアンケートの内容を各担当者と県民会議委員が把握できる体制とゆとりと意欲が無いと形式的な審査となり、不満ばかりが高まります。	○(課)	×				団体数も多く、現行以上のプレゼンテーション時間や、複数日の設定をすることは困難と考える。
	●1団体が、実施報告書と次年度の申請を同一時間内に説明するが、別々にした方がより内容が明確になり、判りやすくなると思われる。例えば午前：報告会 午後：申請説明会	×	△				それぞれ一長一短あるため、今後やり方については検討をする。

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
⑧申請手続き等	■事務局支援の必要。	○ (課・方・案)	△	団体のレベル向上のため、書類作成は団体が自力で行うべきであるが、最低限のサポートは行う必要があると考える。	済	申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。
	■補助金申請や報告書作成など事務手続きをサポートする部門の創設。	○ (課・方・案)	○	事務局である水源環境保全課で対応しているが、一層の周知に努める。	済	
	●再生市民業支援補助金の申請手引書の説明が判りやすく、申請書作成に有効である。その他、審査方法、補助額等運用面に問題はないと思われるが、最後に提出する完了報告書の作成に多大な時間がかかる。負担軽減の為に方法を検討できないか。	○ (課・方・案)	×	手続きについては他の制度と比して過度なものとはなっておらず、補助金の適正な執行の可能性と執行確認を行うためには、現在の水準は維持したい。	済	
	●申請手続きが大変。しかし、血税を利用するという点では納得はできる。しかし、もつと敷居を低くして欲しい。	○ (課・方・案)	×			
	●申請書類が多く、また、内容も詳細の記載が負担になります。	○ (課・方・案)	×			
	●手続きに関しては、書類作成などの負担が、本来の活動に影響している部分もあります。	○ (課・方・案)	×			
	■補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂すべき。	◎(案)	○	「水源環境の保全・再生」ということを意識づけるとい意味で効果はあると考える。	済	補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂する。
	●手続きの簡素化の要望	○(課)	×	手続きについては他の制度と比して過度なものとはなっておらず、また団体のレベル向上の観点からも簡素化を行う必要はないと考えるが、事務手続きの支援を強化する。		—
	●制度の運用・維持・管理のプロセスを簡素化し多くの団体が気軽に利用できるようにすると共に、形式的な管理体制等を徹底的に見直し無駄な経費が係らないようにする必要がある。	×	△	個人県民税の超過課税を財源としており、適正な執行を担保しつつ、制度の見直しを行う。		—

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
⑨その他	●私たちの活動は、中山間地という現在の社会構造・産業構造の中で非常にリスクの高い生活とならざるを得ず、少子高齢化が進み、「限界集落」が懸念され、地域の崩壊が差し迫った状況にある中で「地域の自然環境、生活環境の保全」を掲げ立ち上げた当法人としては、事業を継続する事が中長期的な事業計画の全てであります。また、7月末に実施された県民フォーラムでもお話したとおり水源環境は、「水の供給を受ける都市に暮らす人々」の協力と応分の支援が必要であり、補助の継続を切望するものですが、我々の活動は、補助にかかわらず継続していかなければならないと考えています。	×	—	是非、自主的な活動の継続をしていただきたいと考える。なお、活動経費の必要性は理解しますが、特定の団体に計画期間(5年間)を超える継続的な支援を行うことは公平性の観点から困難と考える。	—	
	●相模川水系は、水系の抱える問題、相模湖の水質の問題等を通じて県民や企業の関心が高く、保全活動を行っている団体には、企業等からの支援が相当あるように聞いている、酒匂川水系は、水質も特に問題となっていないことから、ごく限定された範囲でしか、企業の関心も無いようで、活動資金のあては無いのが現状である。この市民事業の補助金は全体でも1千万程度であると聞いているが、水源環境の必要性を水源地域で生活する人々に訴え、環境保全に向けた動機付けをするためにも、是非継続していただきたい。	×	—	活動経費の必要性は理解しますが、特定の団体に計画期間(5年間)を超える継続的な支援を行うことは公平性の観点から困難と考える。	—	
	●審査員は異なる専門分野を網羅して構成されているのですか 専門分野、略歴等、県HP上で公開されていますか。	×	△	県民会議委員については、県のホームページに氏名と現在の役職を掲載している。	—	
	●市民事業等支援制度を評価する数値目標はあるのですか。	×	△	5か年計画では市民及びNPO提案事業等(実践活動等)への支援を当初5年間で延べ24件行うこととしている。	—	
	●大きな目的である良い水をつくる為の森林整備という点で合意できる。しかし、そこに行き着く為には色々な道があつてしかるべき。どうも我々に一直線の道だけを要求しているように思える。	×	—	市民事業支援補助金はあくまでも団体が自主的に行う活動に対して補助を行うことを基本としているが、その前提は水源環境の保全・再生に資することである。	—	

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
⑨その他	<p>●県民主体の取り組みを推進するための基金創設案 (不十分ですが提案させていただきます) 財源：個人県民税に企業寄付(地下水を大量に消費)及び個人寄付を加えた基金を創設し水源環境保全・再生を推進する 推進体制：県・企業CSR・民間研究グループによる事業推進、評価・プロボノによる情報提供 情報発信：HP上に協力企業名の公開 市民事業者の公開と活動紹介・推薦理由 個々のイベント情報 合同イベントの開催 企業、個人の活動参加への促進</p> <p>支援計画：3年毎の見直し ネットワーク化：異分野の市民事業とのネットワークによる活動の広がり 共通分野とのネットワークによる活動の強化 助成金の供与：年度当初 活動報告書提出、収支決算書により場合によっては 助成金の一部返済 制度として運用されている自主財源確保のための情報提供 (例) 間伐材の搬出に関わる補助金 森林整備に関わる協定林制度 (林野庁) 他</p>	×	×	既に神奈川県水源環境保全・再生基金を設置しており、市民事業支援補助金のための基金を別途創設することは困難である。	—	
	<p>●水源環境の保全・再生に、森林組合が担当する部分を市民が担当することには反対です。そのような事業に見えることもあります。プロと市民の区別をしっかりと付けるべきではないでしょうか。</p>	○	○	団体には様々なレベルがあり、レベルに応じた支援を行うことが、市民活動の一層の拡大に繋がると考える。	済	新たに市民事業に取り組む団体からいわゆる「プロ市民」まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。具体的には、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化自立化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにすることが考えられる。さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース(単年度)の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。

2 財政面以外の支援（バックアップ体制）に係る意見と反映状況及び県の対応可能性

- ◆は市民事業専門委員の主な意見
- は県民会議委員からの制度評価における意見
- は補助団体に対する市民事業等支援制度評価シート（平成22年7月実施）における意見

<p>【意見の報告書への反映状況】</p> <p>◎ 反映 ○ 一部反映 × 反映できていない</p>	<p>（課）…改善課題に反映 （方）…見直し方向に反映 （案）…見直し案に反映</p>
<p>【県の対応】</p> <p>○ 対応可能 △ 一部対応可能 □ 現行制度で既に対応済み × 対応不可能</p>	

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の対応	県の考え方	記載の是非	報告書見直し案に記載する際の文言（案）
①交流会	◆県が企業や市町村と市民団体の出会いの場を提供する。 ④情報の支援、ネットワークづくりへ移動。					
	■交流会の場を「発表の場」のみならず、団体相互間のオーガナイズ機能を持たせるべき。	○ (課・方・案)	○	交流会をグループワーク中心にすることや現地検討会にすることによりオーガナイズ機能（団体の結びつき強化）を持たせることは可能と考える。	済	現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。
	●調査研究事業の場合だとそれぞれの研究が大幅に異なる為、連携が難しいと感じた。また、交流会では調査研究事業の事業数が少なく感じたのも交流がうまくできない要因ではないかと思う。	○ (課・方・案)	○	現行の交流会の回数を変えることなく、補助事業別の交流会の開催は可能であると考え		
	●同事業申請団体との交流(苦労話の共通点がある)接点の企画を願いたい。	○ (課・方・案)	○			
	●全体交流会の他に事業区分または周辺地域の活動団体間交流会が開催できたらネットワークの構築に役立つものと思います。	○ (課・方・案)	○			
	●狭いところでワイワイやっても積み重なるものはないように思います。工夫したいですね。じっくり話や整備方法を検討したり学習していく事も大切ですね。	○ (課・方・案)	○	グループワークも補助事業者相互のネットワークづくりに一定の寄与をしているが、今後現地検討会の開催も視野に置いて交流会の充実を図っていきたいと考える。		
●団体の数に対して、時間が極端に少なく他の団体との交流に使える時間は殆どない。	○ (課・方・案)	○	グループワーク中心の交流会の開催も検討していく。			

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
①交流会	●ネットワークを構築するには、年1-2回の交流会ではあまり効果がないと思われます。各団体の情報を取りまとめる団体なり人なりが必要ではないかと思ひます。情報提示だけのホームページにその役割を持たせるのは、無理があると思ひます。	○ (課・方・案)	×	市民事業交流会のみで、団体相互のネットワークが築けるとは考えておらず、交流会をきっかけに団体同士で交流を図って欲しいと考える。また、交流会の充実・強化を検討する。	済	現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。
	●交流会に出席したのですが非常に楽しい雰囲気と他団体との意見交流ができたので助成対象者以外の方にももっと参加していただきたいと思ひます。	×	□	交流会の目的の一つに、補助事業者と他の市民団体等との交流の促進があることから、引き続き交流会の充実に努める。		
	●里山地権者と当該自治体の交流企画を願ひたい。	×	×	地権者を集めて交流会のようなものを開催することは困難と考える。	—	
	●現状の成果等参考に、募集内容などから、県のアドバイス(共同企画など)が得られたら、有効と思ひます。	×	○	具体的な要望があれば相談ください。	—	
	●開催すること自体が目的となっていないか。	×	×	市民事業交流会は補助事業者相互のネットワークづくりを通じた市民事業の拡大・拡充と補助事業者と他の市民団体等との交流の促進を目的に開催しており、開催自体を目的としたものではない。	—	
②ホームページ	●県のホームページを見るときにはアジェンダ登録したメールを見てから参照する機会が多いので、登録者制度があればもっと閲覧する回数が増えると思ひます。	○ (課・方・案)	△	メーリングリストについて検討する。	済	団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等(例:県の森林整備指針など)に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメーリングリストによる情報提供等を検討することが望ましい。

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
③市民団 体のレベ ル向上支 援	■必要以上に自然林に手を加えることが健全な森林環境保全の主旨と合致するものかどうか疑問を感じた。	○ (課・方・案)	○	皆伐や過度な下草刈りなど水源かん養機能を損なうような整備が行われないよう情報提供を行う必要があると考える。	済	森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
	■リーダー養成塾の創設	○ (課・方・案)	△	団体の自立のためにリーダーのレベル向上は望ましいものと考えているが、県が直営で、リーダー養成塾を創設することは困難であるため、既存の講習会等の活用でリーダー育成を行っていききたいと考える。		
	■県民会議の中にアドバイザーチームを新設して、各団体のリーダーとのコミュニケーションを図り、支援する必要性。	○ (課・方・案)	△			
	■一般市民が活動に加わる場合、能力差が激しいので、その対応をどう考えるか。	○ (課・方・案)	○			
	■教材の提供や指導者研修などのサポートがあるとよい。	○ (課・方・案)	○	市民事業等支援制度で独自の教材作成や指導者研修を実施するのではなく、環境科学センターなどで既に使用されている教材や研修の情報を提供することがより効率的であると考えている。	済	交流会などの機会を捉え、この市民事業等支援制度の根拠でもある「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」および「実行5か年計画」や市民事業等支援制度について一層の周知を図る。
	■県の研究機関による出前講座の利用など。	○ (課・方・案)	○	市民団体に出席講座の存在を周知することが重要であると考えている。		
	■物的支援(機器の補助)と人的支援(プロの業者)の支援体制	○(案)	△	市民事業支援補助金で物的支援を行い、財政面以外の支援として交流会やHP等を通じて既存の講習会などの情報提供をし人的支援を行っていく現行の制度を維持していきたい。		
	■補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習の受講を義務付けるべきである。補助団体が、神奈川の水源環境についてのどの程度理解しているのか疑問。	○ (課・方・案)	△	「水源環境保全・再生」に関する講習の受講を義務付けることは団体負担も考えると難しいが、交流会などの機会に水源環境保全・再生施策についての説明を行う必要性はあると考える。	済	
	●機械使用での安全衛生講習会紹介と講習補助金制度新設	○ (課・方・案)	△	労働安全講習会の受講は事業を安全に行うとともに、市民団体のレベル向上に繋がることから、講習会参加を補助対象とすることや講習会に参加枠を設けるなど働きかけを行う。	済	林材業労災防止協会等が行うチェーンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が当該講習会の参加枠を確保するなど、安全管理への配慮をすることが望ましい。
●機材の導入による安全管理の難しさを感じています。資金で導入した機材の管理について併せて支援をしていただければ更に効果的ではないかと思えます。	○ (課・方・案)	△				

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言（案）
③市民団体のレベル向上支援	●TVや雑誌などの <u>流行的な報道ではなく、実際に起こっている環境悪化の動向や水源環境に対して影響の強い原因などを勉強会で公表して欲しい</u> と思います。	×	△	森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用していただきたい。		—
	● <u>県の支援制度を利用している事業ということが事業の理解や参加者募集に深く関係していることは私達にとって力強いバックアップとなっています。事業支援は今年で期間が終わるのですが、なにか登録制度のようなものを設立していただきたい</u> と思います。 支援は金品も必要ですが、大きな企業のバックアップや著名人の参加をしていない小さな団体には安心感や正当性といったものが需要であると思うのです。この事業は県の委員会で承認されている。とか、委員の先生にアドバイスをもらっているということは、活動する団体にとっても、参加するボランティアの人たちにとっても、意識の向上に繋がると思います。	×	×	様々な団体があることから登録制度を設けることは困難であるが、市民事業支援補助金補助団体は県のHPに掲載している。		—

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
④情報の 支援、 ネット ワークづ くり	◆県が企業や市町村と市民団体の出会いの場を提供する。	○	△	出会いの場を提供することは困難だが、県・市町村推進会議等の場で市民事業等支援制度の周知をすること可能である。	済	市町村と市民団体が連携・協力できる土壌づくりをするため、県が関係市町村を集めて実施する会議などにおいて、市民事業等支援制度の周知を図ることが望ましい。
	◆新しい活動地の確保(地権者との交渉)が難しい。	○(案)	—	県や民間財団のHPに各種団体の助成金情報が掲載されているが、こういったHPの存在に関する情報を提供したい。また、団体活動を促進するため必要な情報提供に努める。	済	持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンク(活動支援情報のプラットフォーム)などの設立について検討することが考えられる。提供する情報としては、団体活動情報や貸出資機材情報、活動フィールド情報、CSR企業情報、人材情報などの情報が考えられる。
	◆地主の理解を求めるための支援。	○(案)	△	団体の地道な活動が重要と考える。活動地の確保も同様だが、可能な範囲で情報の提供に努める。	済	森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
	◆ボランティアの教育…金銭支援(森や水に関連した助成金の情報提供)、プログラム支援。	○(案)	○	森や水に関連した助成金の情報は県のHPにも掲載があり、プログラム支援としては環境科学センターなどの出前講座があるが、より分かりやすい情報に努める。	済	団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等(例:県の森林整備指針など)に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメールリストによる情報提供等を検討することが望ましい。森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。
	◆「県が関わっている取組である」ことによる団体の信頼性を事業終了後も継続できるか。	×	×	様々な団体があることから登録制度を設けることは困難であるが、市民事業支援補助金を受けた団体は県のHPに掲載している。	—	
	◆補助金終了=事業終了とならないようなバックアップ体制。	×	○	HPにおける情報提供や市民事業交流会の開催などにより補助金終了が事業の終了とならないよう補助終了団体に対しても交流会の開催案内は送付したい。	—	
	◆里山の厳しい状況そのものをもっと県民に伝える必要がある。	×	○	ニュースレターなどの媒体を活用し、里山の現状を県民に伝えることは可能であると考えられる。	—	
	■専門家への相談窓口。	○	△	現地検討会を開催し、講師として専門家を招くことで、専門家と団体の橋渡しを行うことは可能である。	済	現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。
	■専門家の指導を仰げるような支援	○	△			
	◆活動地に看板設置や旗など、税や事業のことを周囲に広報してもらう。	×	○	活動内容が様々であるため、一律の規定をすることは困難だが、団体の要望に応じて個別に対応することは可能である。	—	
■鳥獣害対策については、県の他の組織や制度と複合的な対策が必要。	×	○	鳥獣害対策については、現在においても複数課が連携して取り組んでいる。	—		

検討項目	意見要旨 (斜体は運営上の課題、それ以外は制度上の課題)	反映状況	県の 対応	県の考え方	記載の 是非	報告書見直し案に記載する際の文言(案)
④情報の 支援、 ネット ワークづ くり	■広報やネットワークが必要。	×	○	県としても広報やネットワークが必要であると認識しており、今後も県HPやニュースレター、交流会など様々な媒体を利用して広報やネットワークの充実を図っていきたいと考える。		—
	■取組事業の公開、宣伝により活動協力が得られるような努力が必要。	×	○	団体においてもご意見にあるような努力をしていただくとともに、県としても県HPなどで補助対象団体の活動をPRするなど広報に努めていきたいと考える。		—
	■活動実績のPRが必要。	×	○	県としては実績報告会を開催するなどして、市民団体の活動実績のPRを行っている。また、県民会議のニュースレターや県HPで団体活動の紹介を行っている。		—
	■県による団体の活動紹介は大きな励みになる。	×	○			—
	■市民事業の活動を県民に伝える際の「しずくちゃん便り」の役割。	×	○	「しずくちゃん便り」には過去3回市民事業支援補助金についての記事を掲載しており、市民事業の活動を県民に伝える役割を果たしていると考えている。		—
	●行政や他団体での助成への移行など広い視野での情報整理・提供を行って欲しいと考える。	○ (課・方・案)	△	県や民間財団のHPに各種団体の助成金情報が掲載されているが、こういったHPの存在に関する情報を提供したい。また団体活動を促進するため必要な情報提供に努める。	済	持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンク(活動支援情報のプラットフォーム)などの設立について検討することが考えられる。提供する情報としては、団体活動情報や貸出資機材情報、活動フィールド情報、CSR企業情報、人材情報などの情報が考えられる。
	●行政の介入によるネットワークの構築は本末転倒、市民事業者が主体になるべき。	○	○	本来はそうあるべきと考えるが、団体のレベルは様々であり、ネットワーク構築に対する要望もあることから可能な範囲でネットワークの構築に努める。	済	現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。